# 福岡における多文化共創社会の構築に関する考察 ―外国人留学生の就職状況を中心に―

#### 基憲 Kiheon RYU 柳

由利子 Yuriko SATO 佐藤

(公財) 福岡アジア都市研究所 研究主査

東京工業大学 環境・社会理工学院融合理工学系 准教授

■要旨:本研究では、多文化共創の概念を整理した上、福岡の外国人留学生の就職状況と外国人材 (元留学生を含む) の就労状況を取り上げ、課題と特徴を明らかにした。また、その結果を踏まえ、 改善策として多文化共創の視点から、多様な専門的・技術的分野での外国人材の受入れ促進、多種 多様な外国人材の育成と活用、地場産業のニーズを反映する外国人材の育成について考察した。福 岡における多文化共創社会の構築のためには外国人雇用の安定化を一層図るとともに、多様性を活 かす就職環境の整備が必要となる。

■キーワード:多文化共創、外国人留学生、外国人材、就職支援、就職環境、福岡

#### 1. はじめに

2006年、総務省が「多文化共生プラン」を策定 して以来、地方自治体では多文化共生の推進に関わ る指針・計画の策定及び地方における多文化共生の 推進の計画的かつ総合的な実施が推進された。多文 化共生とは、国や民族などの異なる人々がお互いに 文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとし ながら、地域社会の構成員としてともに生きていく ことと定義される<sup>(1)</sup>。総務省の「多文化共生プラン」 は、①コミュニケーション支援(行政サービスや生 活情報の多言語化など)、②生活支援(日本語の学 習支援、就職支援及び就職環境の改善、多文化共生 の地域づくりのキーパーソンという観点からの留学 生支援など)、③多文化共生の地域づくり(交流イ ベント開催、外国人住民の地域社会への参画など) という3つの柱からなる。

また、「多文化共生プラン」が策定されて10年が 立った2017年3月に総務省は「多文化共生事例集」 を作成し、公開した。ここでは、外国人住民を『支 えられる側』として捉えた従来の外国人支援の視点 を超え、外国人住民の持つ多様性を資源として地域 活性化やグローバル化に活かしている視点からの事

例が多数取り上げられている<sup>(2)</sup>。山脇 (2017) は、 この視点を「多文化共生 2.0」と定義した上、外国 人住民の持つ多様性を資源として地域活性化やグ ローバル化に活かしていく視点が重要であり、多文 化共生社会の担い手としての外国人留学生への期待 は以前より増して高まっていると指摘する (3)。

さらに、「多文化共生 2.0」の視点と類似している もう一つの概念に「多文化共創」がある。川村(2017) によると、「多文化共創」は外国人留学生や外国人 社員など多様な立場の人々の協働により、相乗効果 (Multicultural Synergy) を生み出すことであり、 多文化の価値をより積極的に捉える姿勢が求められ ているとしている <sup>(4)</sup>。

一方、福岡県及び福岡市の都市競争力のポテン シャルとして上位に位置付けられている要素の中の 一つに留学生の数が多いことが挙げられる。2016 年の都道府県別の全教育機関に対する留学生数は、 東京都と大阪府に次いで福岡県が全国3位にラン ク付けられた。しかし、卒業後に就職して定着し ている人数は多いとは言えない状況である。例え ば 2016 年現在、福岡県の留学生数が全国に占める シェアは約6.6% (15,755人) であったが、同年福

岡県で就職した留学生が全国に占めるシェアは約 3.4% (525人) に留まっていた。福岡市の状況を見 ると、福岡市で就労目的の在留資格をもつ外国人数 は、2014年に3.713人で全在住外国人の約13.7%程 度であるが、東京都の約55.7%や大阪府の約19.7% に比べるとまだ増加の余地は十分にある。

実際、福岡市は就労目的の在留資格をもつ外国人 数を増やす目標を掲げ、福岡で学ぶ留学生の学習環 境を整え、地元での就業などによる定着を図るとし ている。

今後、福岡県及び福岡市が都市の競争力を持つグ ローバル拠点として成長していくためには、地域と 企業が既に受け入れている外国人留学生や外国人社 員(元留学生)の価値を再認識した上、多様性を活 かした社会環境の整備を行うことが重要である。

本研究では、上記の背景を踏まえ、近年外国人留 学生数の増加率が著しく高い福岡県を対象に、外国 人留学生の就職状況について多文化共創の観点から 把握し、地方都市における多文化共創社会の構築に 向けた都市政策のあり方について考察する。具体的 には、既往研究と国連及び日本政府の政策目標から、 多文化共創の概念と外国人留学生の就職環境の関連 性について整理する。その後、福岡県と他の大都市 圏の留学生就職者数、外国人就労者の在留資格、国 籍、産業別外国人労働者数等の関連データを比べ、 福岡県の特徴と課題を明らかにする。

#### 2. 「多文化共創」に関する既往研究

「多文化共創」に関する研究は、「多文化共生」に 比べ乏しく、その研究成果もここ数年のものが多い。 例えば、郭(2016)は「多文化共創」について「多 様性の優位性を活かし、共に影響しあうことによっ て共通の価値を作り出すこと」と定義し、その上で、 多文化社会におけるダイバーシティ・マネジメント の変遷として「抵抗」、「許容」、「同化的共生」、「分 立共生」、「共創」の5段階をあげている。第一段階 は違いへの嫌悪感、違和感を顕示する人々の抵抗が 社会全体に広がる状態の「抵抗」である。第二段階 は、お互いの存在を認識しはじめる「許容」である。 第三段階は、異なる文化の壁を取り払い、違いを同

化して共生を図ろうとする「同化的共生」で、第四 段階はお互いの違いを尊重し合い、個々の言語や文 化の価値を認め合う「分立共生」である。最後の第 五段階がお互いの優位性を活用し、より付加価値の 高い活動に繋げる行動を起こす「共創」である。現 在の日本社会は、異文化に対する偏見や差別が完全 に取り払われたわけではないが「分離共生」段階ま で到着してきたと郭は指摘する (5)。既に日常生活 だけではなく、職場でも外国人と接する機会が格段 に増えてきている。

それでは「多文化共創社会」とは、どんなもので あろうか。川村(2017)は、多文化共創社会を「歴 史を学び、文化的多様性を尊重するとともに、多様 な生活者との相互ケアの実践を通じて、共に主体的 に創っていく社会」と定義し、具体的には、以下の 3つの概念を提示している (6)。一つ目は、日本人 が外国人を管理し保護するといった二項対立的な構 造ではなく、グローバルな人の移動に影響されつつ も、基本的に文化的多様性を尊重し、チームワーク をもってより活力を得る社会、二つ目は、多様な人々 と対等な関係性を築きながら、隣人としてより積極 的に交流し、自治体、企業、教育機関、医療機関な どが主体的に連携してまちづくりを推進する社会、 三つ目は、グローバル人財と新たな文化を生み出し、 地域の活性化に相乗作用を見出すことが出来る社会 である。「多文化共創社会」の構築のための主体は、 日本人と外国人居住者に加え、外国人を受け入れる 地域社会の制度的インフラ、すなわち、自治体、企 業、教育機関、医療機関などがある。こういった主 体による「多文化共創」の実践は、市民の多文化意 識を高めるとともに「多文化共創社会」の形成を後 押しする。

「多文化共創社会」は、地域や地場企業に、様々 なメリットをもたらす。佐藤(2017)の別府市を事 例とした分析によると、「多文化共創」は多文化の 人々の協働により、地域に社会的・経済的な価値を 創出しており、例えば、元留学生の就労や起業は、 地域に経済的価値をもたらし、また、多様な国から の留学生との交流は地域の人々に多文化の人々と生 きる知恵という社会的価値を生み出しているとい

う。なかでも、元留学生による経済的価値の創出は、これまで外国人に心を開いて来なかった人を含め、より広範な人々の態度変化を引き起こす効果があると指摘する<sup>(7)</sup>。

元留学生による経済的価値の創出のためには、日本の企業による外国人材の安定的な雇用と多様性を活かす就職環境の整備が必要となる。郭(2017)は多文化共創を測るための指標の一つとして「外国人雇用の安定化」を提示している。また、企業のダイバーシティ・マネジメント戦略により、企業内の外国人材は増加し、それにより多文化との共栄共存を包括した先進的な取組みが求められるようになると指摘している<sup>(8)</sup>。

## 政策目標に見る多文化共創の概念と外国人留学 生の就職支援政策

#### 3.1 持続可能な開発目標(SDGs)

ここでは、日本政府が策定に関わっている国際目標である SDGs について取り上げる。2015 年 9 月、国連では「全ての人に質の高い教育を'目標 4: 教育'」「働きがいも経済成長も'目標 8:経済成長と雇用'」「産業と技術革新の基盤をつくろう'目標 9:インフラ、産業化、イノベーション'」「住み続けられるま

ちづくりを'目標 11:持続可能な都市'」など 2030 年を期限とする包括的な 17 の目標で構成される持続可能な開発目標(以下、SDGs)が定められた。 SDGs には 17 の目標に加え、169 のターゲットが設定されており、そのほとんどが直接・間接的に多文化共創と関係している。

国連の SDGs 設定を受け、日本政府は SDGs に係 る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密 な連携を図りながら総合的かつ効果的に推進する ため、2016年5月に内閣総理大臣を本部長とする 「SDGs 推進本部」を設置した。その後、同年の 12 月に開かれた SDGs 推進本部会合(第2回)では、 SDGs を達成するための具体的施策がまとめられ た。この施策には外国人材に関する内容が二つ提示 されている <sup>(9)</sup>。一つ目は、「外国人留学生 30 万人 計画」の実現である。施策概要としては'優秀な外 国人留学生の受入れを促進するため、奨学金等の経 済的支援の充実等に取組んでいる'とし、SDGsの'目 標4:教育'をターゲットにしている。二つ目は、「ニッ ポン一億総活躍プラン」の推進である。施策概要の 中には、'多様な人材力の発揮(社会的損失の解消、 就労支援、教育等)を支援する'、'優秀な外国人材 を日本に呼び込むため、魅力的な受入れの仕組みや

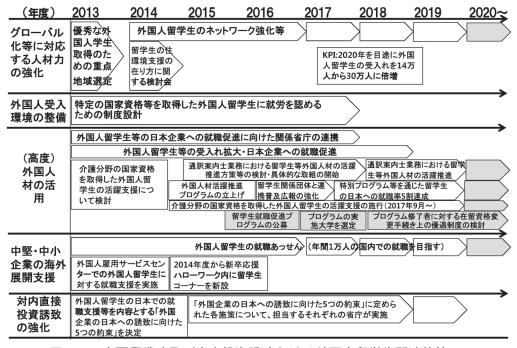


図 1 日本再興戦略及び未来投資戦略おける外国人留学生関連施策

出所:日本再興戦略 2013、日本再興戦略改訂 2014、日本再興戦略改訂 2015、日本再興戦略 2016 及び未来投資戦略より著者作成

環境を整備する'としている。そのターゲットは、 SDGs の'目標 8:経済成長と雇用'、'目標 9:イン フラ、産業化、イノベーション'、'目標 11:持続 可能な都市'となっている。

以上の施策から、日本政府が推進している外国人 留学生受入れと就職支援は、多文化共創と密接に関 わっていることがわかる。

#### 3.2 日本再興戦略及び未来投資戦略

図1に日本政府の「日本再興戦略 2013 年、日本 再興戦略改訂 2014、日本再興戦略改訂 2015、日本 再興戦略 2016」及び「未来投資戦略」における外 国人留学生関連施策を示す。両戦略は、'グローバ ル化等に対応する人材力の強化'、'外国人受入れ環 境の整備'、'(高度) 外国人材の活用'、'中堅・中 小企業の海外展開支援、'対内直接投資誘致の強化' の5分野を柱とし、外国人留学生に関する施策を推 進している。2020年をめどに外国人留学生30万人 の誘致を目指し、外国人留学生の受入れ環境の整備 を図ると同時に日本国内への就職支援を強化する内 容が主となっているが、なかでも、外国人留学生を 対象とした積極的な就職支援プログラムが目立って いる。例えば、2015年開始の「外国人材活躍推進 プログラム」では、内閣府、総務省、文部科学省、 厚生労働省、経済産業省、日本学生支援機構、日本 貿易振興機構、自治体国際化協会が連携し、企業の 求人情報と留学生をはじめとする外国人の求職情報 とを効果的に結び付けるためのマッチング機能など の仕組みを構築している。また、2017年からスター トした「留学生就職促進プログラム」では、外国人 留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割 に向上させることを目指し、全国の12大学/地域 を拠点として、外国人留学生に対する日本語教育、 中長期インターンシップ、キャリア教育を推進する。 このような外国人留学生の活躍/就職支援プログラ ムは、優秀な外国人材を、大企業のみならず、日本 の中堅・中小企業に繋げるものである。

上述の積極的な外国人留学生の就職支援策の背景には、留学生など外国人材の受入れにより、「イノベーションの創出」「海外の成長市場の取り込み」

といった日本再興戦略の目標の実現を図る狙いがある。こういった動きは、多様性の優位性を活かす多文化共創の好機としても捉えられる。その実現のためには、外国人留学生と外国人社員(元留学生)のみならず、彼らを受け入れる日本企業、日本人社員、地域住民、自治体などが積極的に参画する必要がある。

ここからは、上述の多文化共創の概念整理を踏ま え、福岡における多文化共創社会の構築に関連する 外国人留学生の就職状況と外国人材(元留学生を含 む)の就労状況を取り上げ、その特徴を明らかにす る。

#### 4. 福岡における外国人留学生の就職状況

日本における外国人留学生の就職者数は近年増加傾向にあるが、留学生全体に占める割合は3割程度にとどまっている。(独)日本学生支援機構によると、2015年現在日本全国の大学(学部・院)段階における外国人留学生の卒業・修了者数は23,799人で、そのうち日本国内での就職者数は8,367人(35.2%)であった。同年の日本で就職を希望している外国人留学生は全体の約64%であったことから、日本政府は「日本再興戦略2016」において、外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割へ向上させる目標を提示している。

法務省(2016)の統計から、福岡県における就職先企業等への在留資格変更許可人員数の推移を



図 2 企業等への在留資格変更許可人員数の推移 出所: 法務省 (2016) より著者作成

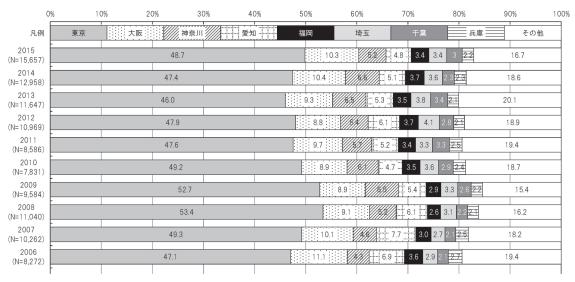


図3 就職先企業等の所在地別構成比の推移

出所:「留学生の日本企業等への就職状況について」をもとに、著者作成

図2に示す。これは、外国人留学生が福岡県に所在する企業等への就職を目的として行なった在留資格変更許可申請に対して処理した数を表す。福岡県では2006年から2011年までの間に毎年約300人の留学生が県内企業に就職し、2012年にはその数が400人を超え、2015年には初めて500人を超えた。しかし、外国人留学生の就職者数において上位にある8都府県を対象とした、就職先企業等の所在地別構成比の推移(図3)をみると、福岡県で就職した外国人留学生数が全国に占めるシェアは、ここ10年間2.6~3.7%にとどまっている。

例えば、2015年に福岡県で就職した外国人留学生は525人で、全国に占めるシェアは約3.4%であるが、同年の福岡県留学生数は13,666人で、全国に占めるシェアは約6.6%であり、留学生数の割合より、就職者数の割合がかなり低い。この状況はここ10年間続いている。

一方で、東京都、大阪府、神奈川県、愛知県では、全国に占める留学生数の割合より、就職者数の割合が高く、福岡県とは対照的である。例えば、2015年時点で、東京都と大阪府の外国人留学生数はそれぞれ81,543人と15,280人で、全国に占めるシェアは約39.1%と約7.3%であるが、各地域内で就職した外国人留学生はそれぞれ7,626人と1,614人で、全国に占めるシェアは約48.7%と約10.3%である。

神奈川県と愛知県でも同様な状況であり、同年時

点の両県内に就職した外国人留学生の全国シェアは、それぞれ 5.2% と 4.8%で、福岡県より高い。

表1は、2015年時点の全国の都道府県の外国人留学生数に対する外国人留学生就職者数の割合を計算して順位付けした結果の内、図3に示した外国人留学生の就職者数上位8都府県に関する部分を示している。福岡県は3.8%と、47都道府県中の33位となっており、外国人留学生の比率に比べて、外国人留学生の就職者数の比率が低いことが確認できる。一方、大阪府10.6%、神奈川県10.2%、東京都9.4%、愛知県9.3%、埼玉県9.3%、千葉県5.7%、兵庫県4.9%と、福岡県に比べて高い。

このことから福岡県では、留学生数が全国3位と 多い地域であるものの、就職率が低く、就職支援に おいて課題があることがわかる。

表 1 外国人留学生数に対する外国人留学生 就職者数の割合の比較

201	5年	留学生数 (人)	順位	就職者数	順位	外国人留学生数に対 する外国人留学生就 職者数の割合(%)	順位
東	京	81,543	1	7626	1	9.4	6
大	阪	15,280	2	1614	2	10.6	3
神系	川系	7,928	7	808	3	10.2	4
愛	知	8,018	6	746	4	9.3	7
埼	王	7,368	8	530	5	7.2	11
千	葉	8,275	5	473	7	5.7	21
兵	庫	7,007	9	343	9	4.9	26
福	岡	13,666	3	525	6	3.8	33

出所:日本学生支援機構「平成27年度外国人留学生在籍状況調査結果」 および法務省「平成27年における留学生の日本企業等への就職状況に ついて」をもとに、著者作成

### 5. 福岡における外国人雇用の状況

近年、福岡県内で就業する外国人は増加傾向にあ り、2015年10月末現在の『福岡労働局における「外 国人雇用状況」の届出状況』によると、福岡県内の 外国人は26,323人と過去最高であった。

ここからは、外国人留学生の就業状況の把握を試 みるため、福岡県における外国人雇用の状況につい て、①在留資格別、②出身国・地域別、③産業別、 ④雇用形態別で取り上げ、その特徴を明らかにする。

#### 5.1 在留資格からみる外国人雇用の状況

図4は、2015年12月時点の外国人の各在留資格 に定められた範囲での就労が可能な在留資格の取得 状況について、福岡県と外国人留学生の就職者数に おいて上位にある7都府県注1)の平均を比較したも のである。これらの16の就労ビザのうち、日本国 内で外国人留学生が教育機関を卒業し取得可能なも のは、「技能実習<sup>注2)</sup>」を除いた15在留資格である。

福岡県では「技能実習」4.843人(43.4%)が最 も高い割合を占めており、続いて「技術・人文知識・ 国際業務 $^{(\pm 3)}$ 」3,120人(27.9%)、「技能 $^{(\pm 4)}$ 」627人 (5.6%)、「特定活動<sup>注5)</sup> | 579人(5.2%)、「経営・ 管理<sup>注6)</sup>」540人(4.8%)、「教授」383人(3.4%) の順となっている。

一方で、「医療<sup>注7)</sup>」と「高度専門職」は各 25 人 (0.2%)、「芸術」17人(0.2%)、「研究」12人(0.1%)、「法 律・会計業務」と「報道」は0人と少なく、在留資 格別の保有者数の差は大きい。

外国人の在留資格の取得状況について、福岡県 と7都府県の平均の比率を比較してみると、福岡県 は、「技能実習」「教授」「教育」「宗教」「興行」で、 7都府県の平均をかなり上回っており、「経営・管 理」と「医療」はほぼ同じ規模にある(図4参照)。 しかし、「技術・人文知識・国際業務」「技能」「特 定活動 | 「企業内転勤 | 「高度専門職 | 「研究 | は、7 都府県の平均を大きく下回っている。

図5は、福岡県の2006年を基準(=100)とし た10年間の伸び率の大きい在留資格を表している が、ここ10年間、大きく伸びている在留資格は、「経 営・管理」「研修及び技能実習<sup>注8)</sup>」「医療」「技術・

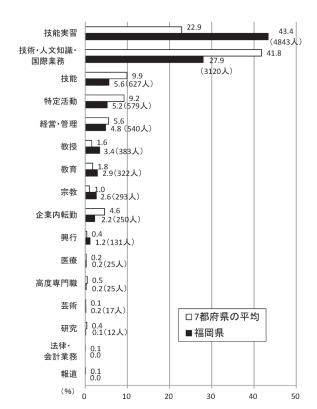


図 4 外国人の在留資格の取得状況 出所:法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表」をもとに、 著者作成

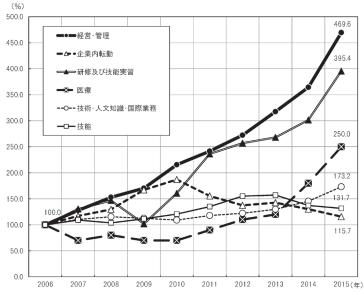


図 5 2006 年を基準として 10 年間の伸び率の大き い在留資格

出所:「都道府県別在留資格別在留外国人(総数)」をもとに、著者作成 人文知識・国際業務 | である。具体的には、2006 年を「100」とした2015年の在留資格取得者割合 は、「経営・管理」では「469.6」と最も伸び率が大 きい。次いで「研修及び技能実習」が「395.4」、「医療」 が「250.0」、「技術・人文知識・国際業務」が「173.2」 となっている。「技能」、「企業内転勤(外国の事務 所からの転勤者)」は10年間に徐々に増加し、2015 年にはそれぞれ「131.7」、「115.7」となっている。

#### 5.2 在留資格と国籍からみる外国人就労の状況

表2は、2015年時点の福岡県における外国人就 労者の主な在留資格と国籍を表している。在留資格 は「専門的・技術的分野」「身分に基づく在留資格」 「技能実習」「特定活動」「資格外活動」の5大分野 で区分している。福岡県では、留学生のアルバイト を主体とした「資格外活動」が最も多く13,332人で、 50.6%を占めている。次いで永住者や定住者、日本 人の配偶者を持つ人などの「身分に基づく在留資格」 が 4,627 人 (17.6%)、「専門的・技術的分野」が 4,287 人(16.3%)、「技能実習」が3,830人(14.6%)、「特 定活動」247人(0.9%)の順である。これについて、 福岡県と外国人留学生の就職者数において上位にあ る7都府県の平均を比較してみる(図6)と、福岡 県は7都府県に比べ、留学のアルバイト活動を含む 「資格外活動」が約20%も高い一方、「身分に基づ く在留資格 | は約20%低い。その他の就業カテゴ リーにおいては、福岡県は7都府県の平均をやや下 回っている。このことから福岡県では、外国人留学 生によるアルバイト活動が他地域より活発である反 面、永住者や定住者、日本人の配偶者を持つ人など による就労は比較的少ないことが窺える。

また、2015年時点の福岡県の国籍別外国人労働 者数は、中国が最も多く 9.459 人で、35.9%を占め ている。次いで、ネパール人 5.353 人 (20.3%)、ベ トナム 4,536 人(17.2%)、フィリピン 2,079 人(7.9%)、 [G7/8 オーストラリア+ニュージーランド | <sup>注9)</sup>1.482人(5.6%)、韓国1,356人(5.2%)の順である(表 2 参照)。これについて、厚生労働省の資料 (10) から 同年の全国の国籍別外国人労働者割合と比較してみ ると、全国では、中国 35.5%、ベトナム 12.1%、フィ リピン 11.7%、ブラジル 10.6%、G7/8 オーストラ リア+ニュージーランド 6.7%、韓国 4.6%、ネパー ル 4.3%の順であり、福岡県はネパール人の割合が 大変高く、ベトナム人の割合も高いことが分かる。

また、福岡県では国籍によって在留資格が大きく 異なる傾向がある。「専門的・技術的分野」では、

表 2 福岡県の外国人就労者数(在留資格と国籍)

(単位:人)	総数	専門的·技	身分に基づ	技能	特定	資格外
(+12.74)		術的分野	く在留資格	実習	活動	活動
全国籍計	26,323	4,287	4,627	3,830	247	13,332
工四和司		16.3%	17.6%	14.6%	0.9%	50.6%
中国	9,459	2,046	1,630	1,556	55	3,663
	【35.9%】	21.6%	17.2%	16.4%	0.6%	44.1%
ベトナム	4,536	116	61	1,273	7	3,079
(AF) A	【17.2%】	2.6%	1.3%	28.1%	0.2%	67.8%
ネパール	5,353	288	56	8	6	4,470
4/1-1/	【20.3%】	5.4%	1.0%	0.1%	0.1%	87.5%
フィリピン	2,079	172	1,250	577	14	66
フィッピン	【7.9%】	8.3%	60.1%	27.8%	0.7%	2.5%
G7/8オースト ラリア+ニュー	1,482	693	684	14	36	55
ジーランド	【5.6%】	46.8%	46.2%	0.9%	2.4%	3.7%
韓国	1,356	523	422	2	102	307
141四	【5.2%】	38.6%	31.1%	0.1%	7.5%	22.6%
ブラジル	74	5	61	0	1	7
ペルー	64	1	62	0	0	1
その他	1,920	443	401	400	26	650

出所:福岡労働局における「外国人雇用状況」の届出状況

アメリカ、イギリスなどの G7/8、オーストラリア +ニュージーランド、韓国、中国の順で割合が比較 的高く、いわゆる高度人材はこの4 つの国と地域 の出身者が多いことが窺える。次に「身分に基づく 在留資格」では、フィリピン、G7/8 オーストラリ ア+ニュージーランド、韓国、中国の順で割合が高 く、これらの国や地域の出身者を中心に、永住者や 日本人の配偶者等の身分で経済活動に携わってい

一方、「技能実習」では、ベトナム、フィリピン、 中国出身者に偏っており、また「資格外活動」では、 ネパール、ベトナム、中国、韓国の順で高い割合を 占めている。

なかでも、ネパールとベトナムの場合、「資格外 活動 | はそれぞれ 87.5% と 67.8% と高いのに対し、 「専門的・技術的分野」は 5.4% と 2.6% に過ぎず、2 つの在留資格間の偏りが、他の国の出身者に比べて 際立っている。

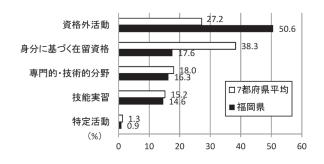


図 6 外国人就労者の在留資格別割合

出所:厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(平成27年10月末現在)」 もとに、著者作成

## 5.3 産業別外国人数の割合からみる外国人雇用の 状況

図7は、2015年時点の産業別外国人就労者の割合を、福岡県と7都府県で比較したものである。

福岡県は「卸売業・小売業」が21.5%と最も高い割合を占め、次いで、「サービス業(他に分類されないもの)」17.2%、「製造業」16.8%、「教育・学習支援業」12.5%、「宿泊業・飲食サービス業」8.9%の順となっている。7都府県の平均と比較すると、「卸売業・小売業」、「サービス業(他に分類されないもの)」、「教育・学習支援業」では、福岡県が7都府県の平均を上回っているが「製造業」では福岡県の就労者割合は7都府県の平均の半分程度に過ぎず、「宿泊業・飲食サービス業」、「建設業」、「情報通信業」でも、7都府県の平均を下回っている。

上述の福岡県における産業別外国人就労者数の偏りの原因の一つに、福岡県の産業構造が考えられる。しかし、福岡県の全従業者構成比(表3)をみると、「卸売業・小売業」の割合は22.4%と、外国人就労者割合と近いものの、「医療、福祉」14.2%、「製造業」12.5%、「宿泊業、飲食サービス業」8.5%、「サービス業(他に分類されないもの)」8.0%、「建設業」7.5%の順となっており、産業別外国人就労者数の割合とずれがあることがわかる。

このことから、福岡県は、他の大都市圏と比べ、「卸売業・小売業」「サービス業」「教育・学習支援業」において外国人の就労機会が比較的多い地域であること、また、「製造業」「宿泊業・飲食サービス業」「建設業」「情報通信業」では外国人の就労機会が相対的に少ない地域であること、「医療、福祉」については、人材ニーズはあっても、同分野の在留資格が容易に認定されてこなかったため、外国人就労者数が少なかったことが推測できる(2017 年9 月には介護分野の在留資格が創設され、今後は増加が予想される)。

#### 5.4 雇用形態からみる外国人雇用の状況

図8は、福岡県内の企業で雇用されている外国 人数と雇用企業(事業所)数の推移である。福岡 県企業で就業中の外国人は、2009年の11,745人か

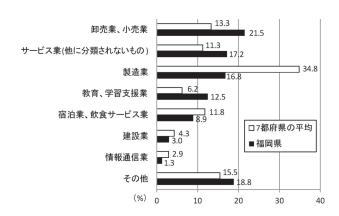


図7 産業別外国人数の割合

出所:厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(平成 27 年 10 月末現在)」 もとに、著者作成

表 3 福岡県の産業構造(事業所数と従業者数)

					07 Nr 🖂
産業名称	事業所数 (か所)	付加価 値額 (億円)	付加価 値額構 成比	従業員数 (千人)	従業員 構成比 (%)
農業、林業	534	209	0.2	6.4	0.3
漁業	26	5	0.0	0.3	0.0
工業、採石業、砂 利採取業	57	27	0.0	0.5	0.0
建設業	17,137	6,279	7.4	143.6	7.5
製造業	10,823	11,643	13.7	239.2	12.5
電気・ガス・熱供 給・水道業	167	322	0.4	8.1	0.4
情報通信業	2,240	4,555	5.4	54.4	2.8
運輸業、郵便業	4,932	5,552	6.5	128.6	6.7
卸売業、小売業	51,095	20,153	23.7	427.2	22.4
金融業、保険業	3,284	6,223	7.3	63.2	3.3
不動産業、物品賃貸業	11,461	2,764	3.3	48.0	2.5
学術研究、専門・ 技術サービス業	7,322	2,684	3.2	49.3	2.6
宿泊業、飲食サー ビス業	20,818	2,924	3.4	162.7	8.5
生活関連サービス業、娯楽業	15,507	2,995	3.5	77.8	4.1
教育、学習支援業	4,932	2,361	2.8	64.9	3.4
医療、福祉	13,668	11,151	13.1	271.9	14.2
複合サービス事業	1,044	482	0.6	9.9	0.5
サービス業(他に 分類されないも	11,415	4,538	5.3	153.7	8.0
計	176,462	84,867	100	1,909.7	100

出所:経済産業省「福岡県の地域経済分析」(2011年時点)

ら2015年の26,323人へと、この6年間で14,578人増加した。その主な要因は、外国人を採用した企業の増加であり、2009年の2,633社から2015年の4,757社へと81%も増加している。また、雇用形態でみると、「派遣」または「請負」といった臨時的労働力として外国人を採用する企業の割合は徐々に減少している一方、直接雇用で採用する企業の割合が増えている。2009年には、外国人を「派遣・請負」として採用した企業の割合は26.7%であったが、2015年には21.1%へ減少し、代わって直接雇用は73.3%から78.9%へと、5.6%増加した。このことから、福岡県では近年外国人の安定的な雇用が増えていることがわかる。

しかし、2015年時点の外国人の雇用形態と雇用企業数を、外国人留学生の就職者数において上位にある7都府県と比較してみると、福岡県の数値は必ずしも大きくないことがわかる(図9参照)。福岡県は外国人の雇用企業数が4,757社と最も少ない。また、外国人の直接雇用は8都府県のうち、6位である。

外国人の雇用企業数でほぼ同じ規模ある兵庫県と 比較してみると、兵庫県と福岡県では、直接雇用 89.9%対78.9%、派遣・請負10.1%対21.1%である。 このことから、福岡県では、外国人の雇用安定化を 一層図る必要があると考えられる。



図8 福岡県内で就業中の外国人数と雇用企業数の推移出所:「福岡労働局における外国人雇用状況の届出状況」もとに、著者作成

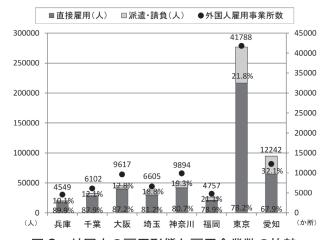


図 9 外国人の雇用形態と雇用企業数の比較 出所:厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況 (平成 27 年 10 月末現在)」 もとに、著者作成

#### 6. まとめ

本稿では、多文化共創の概念を整理した上、福岡県の外国人留学生の就職状況・就労状況を取り上げ、その特徴を明らかにした。その結果を踏まえ、ここでは課題と改善策について多文化共創の視点から考察したい。

## 6.1 多様な専門的・技術的分野での外国人材の受 入れ促進

外国人の在留資格の取得状況について、福岡県と 7都府県の平均を比較してみると、福岡県は「技能 実習」の割合がかなり高い地域である一方で、「技術・ 人文知識・国際業務」「技能」「特定活動」「企業内 転勤」「高度専門職」「研究」は、7都府県の平均を 大きく下回っていることが分かった。「技能実習」 の割合の高さは、相対的に安価な労働力を求める県 内の中小企業の外国人材のニーズを反映していると 考えられるが、長期的な視点で企業の国際競争力を 強化するためには、多様な文化を背景に多様な価値 観を持つ人材を獲得し、国内人材の活用と併せて、 技術や専門的な知識を持った外国人材を積極的に活 用することが重要である。こういった在留資格の分 野で就業する外国人材を確保する方法としては、既 に受け入れている外国人留学生の育成と、海外から の高度人材の誘致がある。様々な在留資格をもつ多 様な国籍の外国人社員を受入れることは、企業の多 文化共創に繋がる。その意味でも、福岡県において 専門的・技術的分野で働く外国人材の受け入れ促進 を図ることが必要である。

また、福岡県ではここ 10 年間「経営・管理」「技能実習」「医療」の順で伸び率が著しく高くなっていた。「経営・管理」の増加は県内のサービス業などでの起業のためのビジネスチャンスの大きさ、あるいは県内の外国人による起業意欲の高さを反映しているとも言える。加えて「経営・管理」や「医療」は現在、日本政府が大胆な規制緩和を導入するなど、その重要性が高まりつつある分野である。この分野で在留資格を取得する外国人材が増えることは地域に更なるイノベーションを引き起こし、多文化共創社会の構築に一歩近づけることが期待できる。

### 6.2 多種多様な外国人材の育成と活用

福岡県は留学生数が多い地域であるものの、留学生の卒業後の就職率が低いという課題がある。この原因の一つに、日本語学校や専門学校に在籍しているネパール人留学生とベトナム留学生の増加と就職難がある。福岡県で学ぶ留学生の内、日本語学校で学ぶ者は25.6%、専門学校で学ぶ者は23.1%と高い割合を占める中注100、これらの学校でアルバイトに追われるネパールやベトナムなどの非漢字圏出身の留学生が、企業が求める充分な日本語やスキルを習得できていないこと、また、就職支援の主な対象が大学留学生であり、日本語学校や専門学校留学生に対する就職支援が十分に行われていないことがその背景にある。

5章で分析したように、ネパールとベトナム出身者の場合、「資格外活動」で働く者はそれぞれ87.5%と67.8%であるのに対し、「専門的・技術的分野」の在留資格保有者は5.4%と2.6%に過ぎず、2つの在留資格で就労する者の偏りが、他の国の出身者に比べ極めて大きい。「資格外活動」の殆どが「留学」の在留資格によるアルバイトであり、仕事内容も単純作業が多い。外国人留学生を専門的・技術的分野の人材として育成するためにも、日本語学校、

専門学校で学ぶ留学生が、十分な日本語力や技能・スキルを習得できる環境を整え、就職支援を行うことによって、多様な外国人材の育成と活用を図ることが必要である。

#### 6.3 地場産業のニーズを反映する外国人材の育成

上述のように、福岡県において多種多様な外国人材の育成と活用を図る方策の1つとして、福岡県の産業構造における外国人留学生のニーズを把握し、その結果を専門学校の教育内容に反映し、お互いのニーズをマッチさせる仕組みづくりが挙げられる。また、非漢字圏留学生に対する日本語教育環境の整備を強化すると同時に、日本語学校と専門学校に進路コーディネーターを派遣し、優秀な人材に対しては、大学へ進学できるよう支援を行うことで、予備高度人材としての成長を促す事が重要である。なかでも、福岡県の従業者構成比と産業別外国人の割合のずれが大きい分野において、外国人留学生が卒業後も県内で活躍できるようにサポートする仕組みが必要である。

以上の支援策は、図10のA~Eのように示すことでできる。具体的には、「A: 非漢字圏留学生向けの日本語教育環境の整備を強化(非漢字圏留学生向

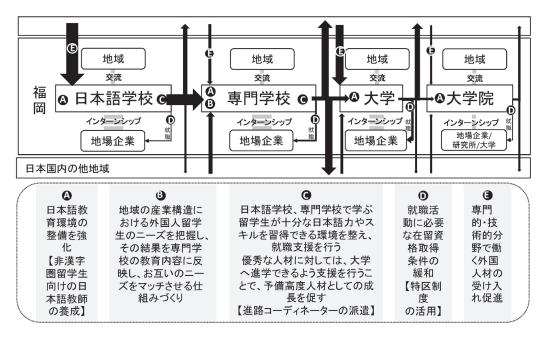


図 10 外国人留学生の就職促進に向けた支援策(多文化共創の視点から)

出所:著者作成

けの日本語教師の養成など)」「B: 地域の産業構造 における外国人留学生のニーズを把握し、その結果 を専門学校の教育内容に反映し、お互いのニーズを マッチさせる仕組みづくり」「C: 日本語学校、専門 学校で学ぶ留学生が十分な日本語力やスキルを習得 できる環境を整え、就職支援を行う(進路コーディ ネーターの派遣など、優秀な人材に対しては、大学 へ進学できるよう支援を行うことで、予備高度人材 としての成長を促す) | 「D: 就職活動に必要な在留 資格取得条件の緩和(特区制度の活用)」「E: 専門的・ 技術的分野で働く外国人材の受け入れ促進」である。 地方都市においては、外国人留学生の日本語能力が 地場企業への就職成功の可否を左右する重要な要素 となる。その意味でも、上記の支援策の内、AとC の非漢字圏留学生向けの日本語教育環境整備の強化 と就職支援は、喫緊の課題であるとも言えよう。

外国人留学生の就職率と定着率の低さを改善する ためには、雇用側が外国人留学生のもつ能力の価値 と特性を理解し、双方にとってメリットのある活用 を実践することが前提となる。それによって、双方 に信頼関係が生まれ、付加価値を生み出すことが期 待できる。今後、福岡における多文化共創社会の構 築のためには、外国人雇用の安定化を一層図るとと もに、福岡で学ぶ多種多様な外国人材の育成と活用 を図ることにより、多文化共創を実現するまちづく りに取組む必要がある。

#### 注釈

- 1) 東京都、大阪府、神奈川県、愛知県、埼玉県、 千葉県、兵庫県。
- 2) 外国人技能実習制度は、最長3年の期間におい て、技能実習生が雇用関係の下、日本の産業・ 職業上の技能等の修得・習熟をすることを内容 とするものである。受け入れる方式は、企業単 独型と団体監理型に大別される。在留資格は、 「技能実習 1 号」 「技能実習 2 号」がある (11)。
- 3) 技術は、機械工学等の技術者、システムエンジ ニア等のエンジニアなどが、人文知識は、企画、 経営、経理等の事務職などが、国際業務は、英 会話学校等の語学教師、通訳・翻訳、デザイナー などがある。
- 4) 技能は、外国料理のシェフ、建築家、宝石加工、 パイロット、スポーツ指導者などがある。
- 5) 特定活動は、ワーキング・ホリデー、特定研究 活動、大学卒業後の留学生の就職活動などがあ る。
- 6) 経営・管理は、企業等の経営者・管理者などが ある。
- 7) 医師は、歯科医師、看護師、薬剤師、診察放射 線技師などがある。
- 8) 2010年7月1日の入管法改正で新たに在留資 格「技能実習」が新設され、在留資格「研修」 での活動は、「本邦の公私の機関により受け入 れられて行う技能等の修得をする活動」と改正 された。この改正により、制度改正以前に「研 修」で行うことができた活動内容から「技能実 習1号」に係る活動が除かれ、改正後の「研修」 が適用される活動は、実務研修を全く伴わない 研修、国や地方公共団体等の資金により主とし て運営される事業として行われる公的研修など に限定されることになった (11)。
- 9)  $[G7/8 \, t \lambda \, b] \, r + \lambda \, c$ 一つのカテゴリーである。G7/8は、アメリカ、 イギリス、カナダ、フランス、ロシア、ドイツ、 イタリアを指す。
- 10) 日本学生支援機構の平成 28 年度外国人留学生 在籍状況調査結果データに基づき、著者計算。

### 参考文献

- (1) 近藤敦: 多文化共生政策へのアプローチ, 2011
- (2) 総務省: 多文化共生事例集,2017年3月
- (3) 山脇啓造:多文化共生 2.0 の時代へ 総務省の 取組みを中心に一、『留学交流』2017年7月号 Vol.76
- (4) 川村千鶴子:特集 多文化共生から共創へ 共に 創る多文化社会~多文化「共生」から「共創」 の社会へ~,国際人流30(4),4-10,2017-04,入 管協会
- (5) 郭潔蓉:ダイバーシティ・マネジメントと多文 化共創 - 多様性が求められる時代 - . 環境創 造(22),21-31,2016-09,大東文化大学環境創造 学会
- (6) 川村千鶴子:多文化「共創」の国・日本(第1 回) 多文化共創の街・新宿, 国際人流 30(1).25-31,2017-01, 入管協会
- (7) 佐藤由利子:多文化「共創」の国・日本(第3回) 留学生日本一の街 別府における多文化共創の 実践, 国際人流 30(5).20-25.2017-05. 入管協会
- (8) 郭潔蓉:多文化「共創」の国・日本(第2回) 多様性を活かす組織 - 多文化共創を実践す る企業の取組みから - ,国際交流 30(4),16-21,2017-04, 入管協会
- (9) 首相官邸ホームページ:持続可能な開発目標 (SDGs) を達成するための具体的施策(付表) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/ siryou2.pdf
- (10) 厚生労働省:「外国人雇用状況の届出状況(平 成 27 年 10 月末現在)
- (11) 公益財団法人国際研修協力機構ホームページ: http://www.jitco.or.jp/